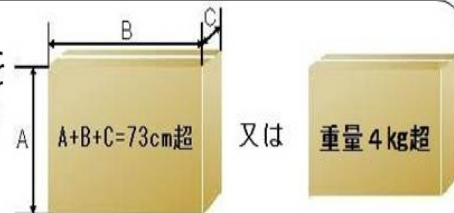


## 信書便事業の種類

信書便事業とは、信書（書状、請求書類等）を送達する事業のことです。信書便事業の種類は、大きく分けて次の2種類です。

- 1 「一般信書便事業」：全国全面参入型（ユニバーサルサービスの提供）
- 2 「特定信書便事業」：3つの役務の選択肢がある特定サービス型（3つの特定信書便役務）

- ① 1通の長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達（大型信書便役務）



- ② 信書便物が差し出された時から三時間以内にその信書便物を送達（3時間役務）



- ③ 1通当たりの料金の額が800円を超える信書便物を送達（高付加価値役務）

